

感染症・予防接種レター (第53号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

委員長 庵原 俊昭
菅原 美絵

副委員長 岡田 賢司
多屋 馨子

宇加江 進
馬場 宏一

古賀 伸子
三田村敬子

住友眞佐美

予防接種推進専門協議会設立の経緯と要望書・声明文

1. 予防接種推進専門協議会設立の経緯と目的

日本小児科学会前会長等が2009年末に小児に対する新型インフルエンザワクチンの対応や小児保健法の制定等の問題で厚生労働省政務官と意見交換を行った。その際に「わが国の小児への予防接種が他の先進国と比較し遅れていること。この解決には米国 ACIP のような組織を設置する必要がある、そのため専門家の知識と協力が重要で定期的な協議を行いたい」旨の提案がされた。民主党としては「基本的には単一の組織とは協議しないが、大変貴重なご意見であり、種々の問題点についてワクチンに関連した学会全体で協議をして、意見をまとめてくだされば話し合いたい」との考えを示された。

この回答を受け、日本小児科学会からワクチンに関わる諸学会（日本小児科医会、日本小児保健協会、日本ウイルス学会、日本感染症学会、日本ワクチン学会等）に学会横断的な協議会設立の準備会を始めたい旨の提案がなされた。当協会も呼びかけに応じ、会長の了解を得て予防接種・感染症委員会から委員2名（庵原俊昭委員長および副委員長の岡田）が、平成22年1月に小児科学会事務局会議室で開催された第1回連絡協議会に参加した。

その後1回/月のペースで協議会設立の準備会が重ねられ、2010年4月第1回の会議が行われ、協議会名（予防接種推進専門協議会）や委員長（神谷 齊 国立病院機構三重病院名誉院長）他の役員を含む会則と今後の方針が決定された。

現在、日本ワクチン学会、日本感染症学会、日本ウイルス学会、日本細菌学会、日本産科婦人科学会、日本環境感染学会、日本呼吸器学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本渡航医学会、日本小児科学会日本小児科医会、

日本保育園保健協議会、日本小児保健協会の13団体となっている。

目的は、予防接種制度の見直しを行い、子どもたちに必要な予防接種、成人に必要な予防接種を国内で有効に接種できる体制整備に貢献する。特に米国 ACIP のような専門家の協議を取り入れることができる組織の日本国内での構築を最終目的とする。

活動としては、上記の目的を達成するため、行政担当者、国会議員等に対し答申および提言を行うこととなっている。その後の協議会としての活動をまとめた。

2. 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の審議に関する要望書

まず、平成22年4月19日厚生労働大臣だけでなく、各政党党首、予防接種部会長および担当部局に要望書を提出した。

1. 予防接種は国民の健康保持に必要不可欠のものであり、国策として実施すべきものと考えます。国として予防接種を推進していくという方向性を示していただきたい。
2. ワクチンで防ぐことが可能な疾患（VPD：Vaccine Preventable Disease）は原則としてワクチンで防ぐべきと考えます。（ワクチンの無料化や健康保険適応も含め）ワクチン接種を希望する全員が貧富の差なく接種できるようにしていただきたい。
3. 予防接種は費用対効果のもっとも優れた公衆衛生対策のひとつであり、予防接種によって医療費（直接・間接）が実質的に削減できることがこれまでの研究において示されています。これらの研究を政策に生かしていただきたい。

ワクチン費用を差し引いた医療費削減効果は、Hib ワクチン82億円、肺炎球菌結合型ワクチン391

億円, 水痘ワクチン390億, ムンプスワクチン400億
円, ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン190
億円 (12歳のみ100%接種したとき) の削減効果
が見込まれるとの研究が報告されております。

4. 予防接種の将来ビジョンを継続的に検討できる組織を設置していただきたい。
5. 現在の予防接種法は昭和23年, わが国が戦後の復興期にあった時期に設定されており, 現在においてはその後の医学の進歩と乖離している部分があると考えます。従って, 本法律を現在の医学水準に合わせたものに全体を改正していただきたい。
6. 当委員会は予防接種部会の議論の進行に合わせて, 今後も追加の要望・提言を行っていく所存です。

3. 緊急声明

昨年末, HPV ワクチン, インフルエンザ菌 b 型 (Hib) ワクチン, 小児用肺炎球菌ワクチン (PCV) の公費助成 (子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金) が決定された。ただ, 一連の経緯は, 予防接種推進協議会の基本的趣旨 (VPD ワクチンは国策として実施する) が十分に反映されていなかったことなどから, 緊急に声明文を平成22年11月17日 細川律夫厚生労働大臣宛に提出した。その骨子は

1. 予防接種事業は単年度予算では効果が期待できず, 単年度事業として対応できる性質のものではないことから, 法制度に基づく恒久的な事業として実施されることを強く要望する。
2. 予防接種事業は国民の健康保持に必要不可欠なものであり, 国策として実施すべきものである。その位置づけと将来的な計画は基本的問題であり, まずこの点を明確にする必要がある。国策となれば, 政府全体が責任をもって討議に参加し, すべての国民が VPD ワクチンの接種を無料で受けられる予算的裏付けが確保され, 実際の接種について協議が行われるという, 本来望まれる構図が確立されることか

ら, 国策としての実施を強く要望する。

3. わが国の予防接種法では, ワクチンが定期接種と任意接種に分けられている。このことがワクチンギャップ (先進国ですべての人に接種を推奨しているワクチンが, わが国では採用されていなかったり, 勧奨対象になっていない状況) を招いている大きな原因である。VPD ワクチンはすべて必要なものであり, 科学的根拠に基づいて, すべての国民が無料で予防接種を受けられるよう, 現行予防接種法の改正を強く要望する。
4. 当協議会が多くの委員を推薦している作業チームが取りまとめた案を厚生省の事務局に提出する 1 日前に, HPV, Hib, PCV の 3 ワクチンにだけ公費助成が決定された。この選考過程は不透明であり, 検討中のデータの解析が反映されたものではない。このような専門家の意見を重視しない方式が今後も続けられるとすれば, わが国の予防接種行政は科学的・医学的な前進を望めない。

当協議会は, これら 3 ワクチンの必要性については肯定する立場であるが, 各疾患の作業グループで検討した根拠を持って順次, 公的に導入していくという道筋を根本から覆すようなやり方が二度と行われぬよう強く要望する。

5. 当協議会は, 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会での議論が, 今回の緊急提案の範囲で終了とすることなく, 現在討議中の水痘, おたふくかぜ (流行性耳下腺炎), B 型肝炎, 百日咳, ポリオ, 成人肺炎球菌感染症の各ワクチンはもちろん, その他の VPD ワクチンについても継続して審議し, 計画的に導入をすすめて, すべての国民が費用の負担を考えることなく安心して感染症の予防ができる体制整備を推進することを要望する。
6. これらのことが, 医学的・科学的・定期的に議論できる公的な組織の設立について, 再度要望する。